防災に係る指導すべき内容

登米市立東郷小学校

Ⅰ　教科等指導と関連した防災教育

1　幼稚園
【避難訓練】（地震・火災・不審者） ○　大人の指示をしっかり聞かせる。 ○「お・は・し・も」の約束を守ることを徹底させる。 ○「い・か・の・お・す・し」の約束を守ることを徹底させる。 ○発生時には，集団と共に行動できるできるようにする。
【保育活動】 ○絵本や紙芝居を利用等，具体的な場面を想定するようにする。 ○それぞれの場面について考えさせ，対応の仕方を教え合うようにする。

2　小学校

（1）小学校低学年
【生活科】 ○学校生活を支えている人々や友達のことが分かり，楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに，通学路の様子などに関心をもち，安全な登下校ができるようにする。 ○自分たちの生活は様々な，場所とかかわっていることが分かるとともに，地域の人々と親しみをもちながら安全に生活することができるようにする。
【道徳】 ○健康や安全に気を付け，規則正しい生活ができるようにする。 ○幼い子供や高齢者など，身近にいる人に温かい心で接し，親切する。 ○友達と仲良くし，助け合うようにする。 ○生きることを喜び，生命を大切にする心をもつようにする。 ○約束やきまりを守り，みんなが使う物を大切にできるようにする。
【学級活動】 ○心身ともに健康で安全な生活態度の育成 ・火災，大地震，洪水，竜巻などの危険性について，学習中や登下校時など様々な場面を取り上げて指導する。
【学校行事】 ○健康安全・体育的行事 ・避難訓練や消火器操作訓練に参加させる。 ・災害に応じた行動の仕方を身に付け，安全に避難できるよう具体的に行動させる。 ○発生時には教師や保護者の指示に従い，適切に行動することができる。

（2）小学校中学年
【社会科】 ○地域社会における災害や事故の防止について，見学，調査，資料活用などを通

して調べさせる。
○人々の安全を守る関係機関の働きを理解し，従事している人の働きや地域の人々との連携などよって，災害や事故防止に努めていることを理解させる。
・消防署の施設，設備，従事者の活動の様子，日常の取組，緊急事態に対する備え，災害発生時の組織的な対処。
・消火栓，水防倉庫，備蓄倉庫，避難場所，自主防災組織，日頃の備え等

【道徳】
○相手のことを思いやり，進んで親切にできるようにする。
○友達と互いに理解し，信頼し，助け合うようにさせる。
○生活を支えている人々や高齢者に，尊敬と感謝の気持ちを持って接する。
○生命のと尊さを感じ取り，生命あるものを大切にする。
○約束や社会のきまりを守り，公徳心をもたせるようにする。

【学級活動】
○心身ともに健康で安全な生活態度の育成
・火災の原因と危険，地震の発生メカニズムや危険及び台風，洪水，竜巻等の危険性について理解させる。
・学校周辺や地域の特性，実態を踏まえて取り上げ，安全に活動できるようにする。

【学校行事】
○健康安全・体育的行事
・避難訓練において，様々な災害時の危険と避難方法について理解し，それれが安全に避難できるようにする。

②小学校高学年

【社会科】
○我が国の国土の自然などの様子について，次のことを資料，文献，地図などを活用して調べるようにする。
○災害時には必要な事柄について正しく情報伝達をすることができる。
○国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えさせる。
・自然災害が起こりやすいこと，被害防止のための国や県などの対策，事業
・地震や津波，火山活動，台風，土砂崩れ，雪崩の被害の様子
・砂防ダム，救助活動，ダムや堤防の整備，ハザードマップの作成　等

【理科】
○地面を流れる水や川の様子を観察し，流れる水の速さや量による働きの違いを調べさせる。
○流れる水の働きと土地の変化との関係について知り防災についての考えをもつことができるようにする。
○長雨や集中豪雨がもたらす増水による自然被害などについて理解させる。
○土地やその中に含まれる物を観察し，土地のつくりや土地のでき方を調べ，

土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。
○土地は，火山の噴火や地震によって変化することについて，文献，コンピュータなどを使って具体的に理解し，まとめさせる。

【体育科】
○災害時に，避難所に向かったり，危険を回避するために必要な，体力・運動能力を身に付けさせる。
○けが防止について理解するとともに，けがなどの簡単な手当ができるようにする。
○交通事故，学校生活に事故などによるけが防止は，周囲の危険に気付いて的確に行動することや，環境を安全に整えることが必要であることを理解させる。
○けがをしたときなどは，速やかに手当をする必要があること。また，簡単な手当ができることを理解させる。

【道徳】
○誰に対しても思いやりの心をもち，相手の立場に立って親切にする。
○生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重する。
○公徳心をもってきまりを守り，自他の権利を大切にし進んで，義務を果たす。
○働くことの意義を理解し，社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

【学級活動】
○心身ともに健康で安全な生活態度の育成
・災害時に自分自身が安全に避難するとともに，下級生の安全に気を配ったり初期消火や通報の仕方など，二次災害を想定した態度や行動について取り上げたりする。
・止血など簡単な応急手当や家庭での災害への備えについて，理解させる。

【学校行事】
○健康安全・体育的行事
避難訓練において，災害の程度や種類応じた安全な避難行動ができる。
○初期消火や通報など二次災害の防止について体験的に理解できるようする。
○自らの判断で，危険を回避し，二次災害を防ぐことができる。
○二次災害でのけがを防止すると共に，簡単な応急手当ができる。
○避難所等では，家族などの指示に従い協力して生活できる。

3　中学校

【道徳】
○災害時であっても，誰に対しても思いやりの心をもち，相手の立場に立って親切にするようにする。
○災害時にかかわらず，生命がかけがえのないものであることを知り，自他の命を尊重する。

○公徳心をもってきまりを守り，自他の権利を大切にし，進んで課せられた義務を果たすようにさせる。
○働くことの意義を理解し，社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことを進んで行うようにさせる。

【学級活動】
○心身ともに健康で安全な生活態度の育成
・災害時に自分自身で判断し，安全に避難するとともに，周りの人たちや下級生の安全に気を配ることができる。
○初期消火や通報の仕方など，二次災害を想定した行動について取り上げる。
○止血など簡単な応急手当や家庭での災害の備えについて，理解できるようにする。

【学校行事】
○健康安全・体育的行事
・避難訓練において，災害の程度や種類に応じた安全な避難行動ができる。
・初期消火や通報など二次災害の防止について理解できる。
・応急処置や負傷者の運搬を協力して行うことができる。（止血法，包帯法，人工呼吸法，AEDの使用法等）
・避難生活を支える簡易施設や設備を作り出すことができる。
（仮設テント，簡易調理器，簡易トイレ等）

Ⅱ　防災リテラシー（防災対応能力）の指導内容と教科等との関連

＊防災リテラシー
① 自らの身を守り，乗り切る能力
② 知識を備え，行動する能力
③ 地域の安全に貢献する能力
④ 安全な社会に立て直す能力

1　幼稚園

発達段階に応じた目標と防災リテラシーとの関連	
○危険物の認識 ・災害発生時の，身近にある危険な場所を認識する。（幼稚園・家庭）	① ②
○初期避難行動 ・災害発生時には，教師や保護者の指示のもと，適切に行動する。	②
○ルールの遵守 ・集団生活に必要なルールを理解し，守ることができる。	②

2　小学校

①小学校低学年

発達段階に応じた目標と防災リテラシーとの関連	
○危険物の認識 ・災害発生時の危険な場所（屋内外）を認知する。 ・地域の避難所や避難場所を知る。	①
○初期避難行動 ・災害発生時には，教師や保護者の指示のもと，適切に行動することができる。	②
○協調性の育成 ・基本的生活習慣を身に付け，生命を大切にする心を持ち，他と協調することができる。	①②

【各教科等における主な関連事項】

教科等	学習指導要領の内容	指導内容
生活科	（1）安全な登下校 （4）公共物の利用	○登下校時，徒歩やスクールバス乗車中，安全な行動ができるようにする。
道　徳	1－(1)健康や安全に気を付けて生活する。	○健康や安全に気を付けて生活する態度や生命を大切にする心を育てる。
特別活動	・健康や安全に関すること ・避難訓練	○学級活動においては，災害発生時の危険について，学校周辺の特徴や実態を踏まえる。（防災マップで具体的な学習をさせる。） ○学校行事においては，具体的な危険，行動時などを考慮し，安全に避難できるようにする。

②小学校中学年

発達段階に応じた目標と防災リテラシーとの関連	
○地震発生のメカニズムの理解 ＊地震や津波，竜巻等の基本的な特徴や発生時の様子，危険などについて理解する。 ＊地域の避難所や避難場所，家族との連絡方法をについて理解する。	①②
○危険回避・避難行動 ＊自己の判断で危険を回避することができる。 ＊校外で被災した場合には，地域の避難所，避難場所等に避難することができる。	①②
○協調性 ＊家族や地域の人と協調しながら行動することができる。	③④

【各教科等における主な関連事項】

教科等	学習指導要領の内容	指導内容
社会科	（４）地域社会における災害及び事故の防止について，関係機関の働きや地域との連携，地域の人々の工夫を考える。	○消防署の見学や，消防士のインタビューなどを通して，その働きと努力，地域との連携などについて理解する。 ○地域のインフラ整備やライフラインについて理解する。
道　徳	2-(4)生活を支えている人々や高齢者に，尊敬と感謝の気持ちをもって接する。	○具体的な資料を活用して，生活を支えている人々や高齢者への尊敬と感謝の気持ちをもつとともに，生命の尊さ知り，生命あるものを大切にする心を育てる。
特別活動	・健康や安全に関すること ・避難訓練	○学級活動においては，災害発生時の危険について，学校周辺や学区内の特徴や実態を踏まえる。（防災マップで具体的な学習をさせる。）災害に遭遇したとき，自分たちで行動できるようにさせる。 ○学校行事においては，具体的な危険，行動時の中などを考慮し，自己判断しながら安全に避難できるようにする。

③小学校高学年

発達段階に応じた目標と防災リテラシーとの関連	
○地域防災体制についての理解 ＊地域や行政の災害対応や伝達について理解する。 （緊急地震速報，災害伝言ダイヤルの活用方法） ＊地域内の危険箇所を知るとともに，日常生活での様々な場面における危険について理解する。	①②
○自己の安全確保 ＊日常生活の様々な場面において，自らの判断で危険を回避するとともに，二次災害を防ぐことができる。 ＊災害時には，必要な事柄を正しく伝達することができる。 ＊二次災害でのけがを防止するとともに，簡単な応急手当ができる。	①② ③④
○リーダー性の育成 ＊自己の安全だけでなく，他の人々の安全にも配慮することができる。（災害時は下級生の安全に気を配り，面倒を見ることができる。） ＊社会に奉仕する喜びや自他の生命尊重の大切さを理解する。	②③④

【各教科等における主な関連事項】

教科等	学習指導要領の内容	指導内容
社会科	5年(1)＊我が国の国土の自然などの様子について国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。	○地形や気候の概要，自然条件から見て，特色ある地域の人々の生活について理解するとともに，地震災害の原因となる火山やプレート，断層について理解できるようにする。 ○災害時の道路状況やライフラインなどに興味をもって学習できる。
理　科	5年B(3)流水の働き 6年B4＊土地のつくりと変化	○洪水の仕組みや火山噴火の危険性，火山と土地の変化等について理解できるようにする。
家庭科	B日常の食事と調理の基礎 c快適な衣服と住まい	○米飯や野菜など簡単な調理ができるようにする。 ○安全に留意して，用具や燃料を取り扱い，換気などに注意してコンロを使うことができるようにする。 ○暖冷房や防寒などについて理解し，快適に生活できるようにする。
体育科	G　保健 (1)心の発達及び不安，悩みへの対処 (2)けがの防止と手当 (3)病気の予防	○生活安全，交通安全，災害での事故防止と簡単な手当の方法を理解できるようにする。また心の不安や悩みの解決方法について理解できるようにする。
道　徳	3-(1)生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重する。	○生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重する心や社会に奉仕する心を育てる。
特別活動	・健康や安全に関すること ・避難訓練 ・遠足，集団宿泊的行事	○学級活動においては，災害時に自分自身が安全に避難するとともに，下級生の安全に気を配ったり，大人への通報の仕方などについて取り上げる。 ○実際の災害時には，自分たちで行動できるようにする。 ○家庭での災害発生についても，家族との連絡，兄弟姉妹の安全確保などについて理解する。 ○学校行事においては，災害の種類，規模に応じた安全な避難行動ができるとと

		もに，二次災害の防止についても，理解できるようにする。 ○避難所の場所なども理解できるようにする。 ○集団宿泊的行事への参加中の災害発生時の避難方法については，施設の方々の指示をよく聞いて避難することなどを具体的に理解する。自由行動時間中などの避難については，近くにいる人たちと協力し合い，自己判断しながら，安全に避難できるようにする。

3　中学校

発達段階に応じた目標と防災リテラシーとの関連	
○地震津波発生のメカニズムの理解 ・地震や津波発生のメカニズムや地質の構造について理解する。	①
○災害への備え ・建物の耐震性やその補強方法について理解する。 ・家の中で被害を防止・軽減するための方法について理解する。	①　②
○災害時の対応 ・心肺蘇生等の応急処置の方法を理解する。 ・緊急時に必要な知識（簡易調理，仮設トイレ，けが人の運搬）	②　④
○生活環境の安全化 ・応急処置や負傷者の運搬を協力して行うことができる。（止血法，包帯法，人工呼吸法，AED） ・避難生活を支える簡易施設や設備を作り出すことができる。（仮設テント設営，簡易調理器や仮設トイレの作成）	②③④
○地域防災への参加 ・地域防災訓練や地域を巻き込んだ総合防災訓練等に参加し，自らが実施可能な災害時の活動について理解を深める。 ・地域の防災体制について理解するとともに，災害時にはボランティアとして活動に参加する。	②③④

全学年

【各教科等における主な関連事項】

教科等	学習指導要領の内容	指導内容
９教科 総合	・安全な登下校 ・公共物の利用	○登下校時，徒歩やスクールバス乗車中，安全な行動ができるようにする。
道　徳	・健康や安全に気を	○健康や安全に気を付けて生活する態度

	付けて生活する。	や　生命を大切にする心を育てる。
特別活動	・健康や安全に関すること ・避難訓練	○学級活動においては，災害発生時の危険について，学校周辺の特徴や実態を踏まえる。災害時自分たちで行動できるようにさせる。 ○学校行事においては，具体的な危険，行動時などを考慮し，安全に避難できるようにする。

発達段階に応じた目標	
○地震発生のメカニズムの理解 ・地震や津波，竜巻等の基本的な特徴や発生時の様子，危険などについて理解する。 ・地域の避難所や避難場所，家族との連絡方法をについて理解する。	①②
○危険回避・避難行動 ・自己の判断で危険を回避することができる。 ・校外で被災した場合には，地域の避難所，避難場所等に避難することができる。	①②
○公徳心 ・約束や社会のきまりを知り，公徳心をもつ。	③④

【　各教科等における主な関連事項】

教科等	学習指導要領の内容	指導内容
社会科	＊地域社会における災害及び事故の防止について，関係機関の働きや地域との連携，地域の人々の工夫を考える。	○消防署の見学や，消防士のインタビューなどを通して，その働きと努力，地域との連携などについて理解する。 ○地域のインフラ整備やライフラインについて理解する。
道　徳	＊生活を支えている人々や高齢者に，尊敬と感謝の気持ちをもって接する。	○具体的な資料を活用して，生活を支えている人々や高齢者への尊敬と感謝の気持ちをもつとともに，生命の尊さ知り，生命あるものを大切にする心を育てる。
特別活動	＊健康や安全に関すること ＊避難訓練	○学級活動においては，災害発生時の危険について，学校周辺や学区内の特徴や実態を踏まえる。（防災マップで具体的な学習をさせる。）災害に遭遇したとき，自分たちで行動できるようにさせる。 ○学校行事においては，具体的な危険，行動時の中などを考慮し，自己判断しながら安全に避難できるようにする。

資　料

学校・家庭・地域の協力で
地震から子どもを守りましょう！

大きな地震が起きたら

1　学校にいるとき

●震度4以上‥‥机の下など安全な場所へ避難
必要に応じて校庭へ2次避難

●震度6弱以上‥授業中止　→　引渡し（家の人に迎えにきてもらう）



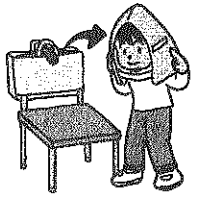
※震度5弱以上の時は，学校の様子を緊急メールで配信
震度6弱の場合連絡がなくても引渡し実施

2　登下校時・外にいるとき

①まず自分の身の安全を確保する
○ブロック塀，倒れそうな建物，電信柱，自販機から離れる
○橋の上やがけの近くにいるときは，落ち着いて安全なところに移動する
○持ち物で頭を守り，落下物，地割れに注意する
○電線や倒れた電柱に近寄らない
②ゆれが収まったら安全な場所に避難する
○学校・集会所・広場など家族で決めた場所へ
○海の近くにいる場合は，近くの高台へ避難する
③バスに乗っている場合は
○運転手さんの指示に従って行動する
○原則として学校またはサポート近い方へに送る

3　家にいるとき

①震度5弱以下の時は
保護者が安全確認を行い，その後登校
②震度6弱以上の時は
連絡があるまで自宅に待機



4　その他

①スポ少やお店では
○ 動き回らず落ち着いて行動する
○大人と一緒に行動する
○頭を守り，体を低くする

「落ちてこない」「倒れてこない」「動いてこない」「崩れてこない」
安全な場所に避難しよう！

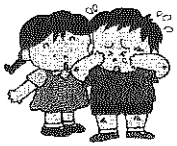
保護者の皆様へ

① 「171」（災害用伝言ダイヤル）の活用
災害時「171」に電話し、アナウンスの手順に従って録音の再生を行ってください。（臨時休校等のお知らせをします。）

② ラジオの活用
特にH@！FM（FM76.7MHZ）などで被害情報や避難状況などの情報を得るようにしてください。

東郷小地域の皆様へお願い

地震が発生した際，登下校中や公園，広場などで遊んでいる子どもたちを見かけた場合には安全な場所に避難させてください。



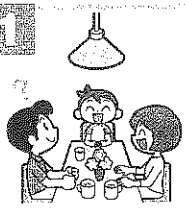
連絡はこちらへ

登米市立東郷小学校
987－0423
登米市南方町堂地193－2
TEL　0220－58－2142
FAX　0220－58－5147
E-MAIL
higshigou-syo@city.tome.miyagi.jp

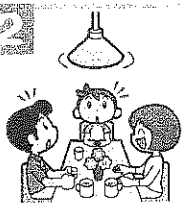
震度と揺れ等の状況（概要）



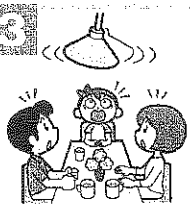
［震度0］
人は揺れを感じない。



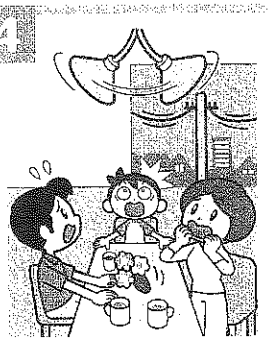
［震度1］
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。



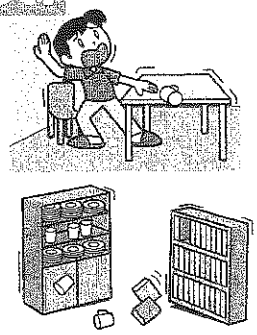
［震度2］
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。



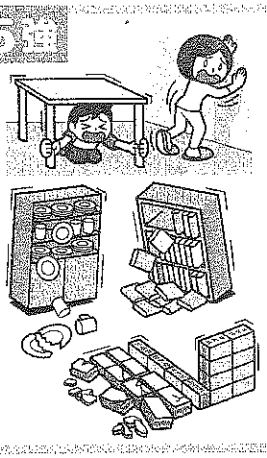
［震度3］
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。



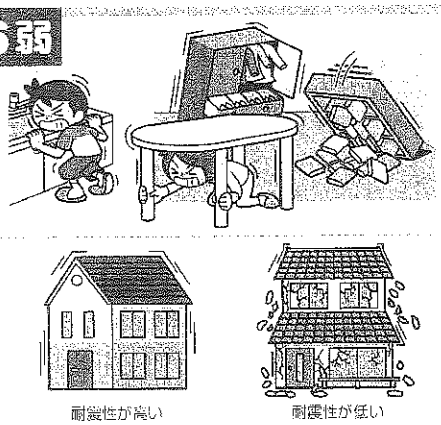
［震度4］
- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。



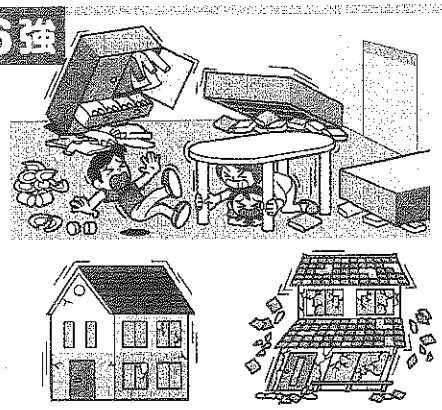
［震度5弱］
- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。



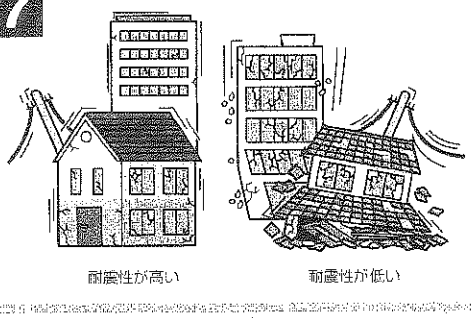
［震度5強］
- 物につかまらないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。



［震度6弱］
- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。



［震度6強］
- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。



［震度7］
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

地震が起きたら　あわてず、まず身の安全を!!　緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない（落下物や車が危険）
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

国土交通省 気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4　電話：(03)3212-8341（代表）
ホームページアドレス　http://www.jma.go.jp/

平成21年3月31日

避難所収容能力一覧

No.	地区	避難所名	小学校区	堅牢な建物	階数	浸水深	浸水時使用可能階数	通常時収容可能人数	※洪水時収容可能人数
1	迫	登米市立佐沼小学校	佐沼地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	593	415
2		登米市迫武道館	佐沼地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	484	0
3		登米市立佐沼中学校	佐沼地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	793	555
4		登米市迫公民館	佐沼地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	304	212
5		登米市迫体育館	佐沼地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	1,959	0
6		宮城県佐沼高等学校	佐沼地区	鉄筋コンクリート造	4階	0.0～2.0m	使用不可	500	0
7		登米市立北方小学校	北方地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	364	364
8		登米市北方公民館	北方地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	306	306
9		登米市立森小学校	森地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	433	433
10		登米市森公民館	森地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	266	266
11		登米市立新田中学校	新田第一地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	354	364
12		登米市新田公民館	新田第一地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	440	440
13		旧新田第二小学校	新田第二地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	403	403
14	登米	登米市立登米中学校	登米地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	2,196	2,196
15		登米市登米老人福祉センター	登米地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	312	0
16		登米市立登米小学校	登米地区	鉄筋コンクリート造	4階	区域外	1階以上	2,635	2,635
17		登米市登米公民館	登米地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	1,467	1,467
18		登米市登米総合体育館	登米地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	878	878
19		宮城県登米高等学校	登米地区	鉄筋コンクリート造	4階	区域外	1階以上	460	460
20	東和	登米市立米谷小学校	米谷地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,317	1,317
21		宮城県米谷工業高等学校	米谷地区	鉄筋コンクリート造	4階	区域外	1階以上	300	300
22		登米市米谷公民館	米谷地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	277	277
23		登米市立東和中学校	米谷地区	鉄筋コンクリート造	4階	区域外	1階以上	3,560	3,560
24		登米市立錦織小学校	錦織地区	木造	2階	区域外	1階以上	899	899
25		登米市錦織公民館	錦織地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	403	403
26		旧蛸蟹立小学校	蛸蟹立地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	645	645
27		登米市立米川小学校	米川地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,468	1,468
28		登米市米川公民館	米川地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	201	201
29		旧鱒淵小学校	鱒淵地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	792	792
30		登米市寒風地域福祉センター	鱒淵地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	786	786
31	中田	登米市立石森小学校	石森地区	鉄筋コンクリート造	3階	2.0～5.0m	2階以上	1,946	1,362
32		登米市石森ふれあいセンター	石森地区	鉄筋コンクリート造	1階	2.0～5.0m	使用不可	645	0
33		登米市立加賀野小学校	加賀野地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	1,581	1,106
34		登米市立宝江小学校	宝江地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	1,716	1,201
35		登米市立中田幼稚園	宝江地区	鉄筋コンクリート造	2階	2.0～5.0m	使用不可	1,402	0
36		登米市立中田中学校	宝江地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	4,949	3,464
37		登米市宝江ふれあいセンター	宝江地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	225	0
38		登米市中田総合体育館	宝江地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	2,799	1,959
39		登米市中田B&G海洋センター	宝江地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	814	0
40	中田	登米市立上沼小学校	上沼地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	1,402	1,402
41		旧上沼小学校	上沼地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	1,459	1,459
42		登米市中田生涯学習センター	上沼地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	1,437	1,005
43		登米市上沼ふれあいセンター	上沼地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	658	658
44		登米市中田老人福祉センター	上沼地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	675	472
45		登米市中田農村環境改善センター	上沼地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	749	524
46		宮城県上沼高等学校	上沼地区	鉄筋コンクリート造	4階	0.0～2.0m	使用不可	400	0
47		登米市立浅水小学校	浅水地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	1,967	1,376
48		登米市浅水ふれあいセンター	浅水地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	918	0
49	豊里	旧豊里小学校	豊里地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	2,902	2,902
50		登米市立豊里小・中学校	豊里地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	2,315	1,620
51		登米市豊里公民館	豊里地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	1,452	1,016
52		登米市豊里デイサービスセンター	豊里地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	49	49
53		登米市豊里鳴渡コミュニティーセンター	豊里地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	250	250
54	南方	登米市南方農村環境改善センター	南方地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	719	719
55		登米市立南方小学校	南方地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	1,510	1,510
56		登米市立南方中学校	南方地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	2,590	2,590
57		登米市立西郷小学校	西郷地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	1,595	1,595
58		登米市南方老人福祉センター	東郷地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	393	393
59		登米市立東郷小学校	東郷地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	1,094	765
60	米山	登米市立中津山小学校	中津山地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	4,232	4,232
61		宮城県米山高等学校	中津山地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	使用不可	320	0
62		登米市中津山公民館	中津山地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	702	702
63		登米市米山B&G海洋センター	中津山地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	551	551
64		登米市立米岡小学校	米岡地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	1,864	1,304
65		登米市立米山中学校	米岡地区	鉄筋コンクリート造	3階	0.0～2.0m	2階以上	4,222	2,955
66		登米市米山公民館	米岡地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	2階以上	658	460
67		登米市米山柔剣道場	米岡地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	619	0
68		登米市立桜岡小学校	桜岡地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,771	1,771
69		登米市吉田体育館	桜岡地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	402	402
70		登米市立善王寺小学校	善王寺地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,254	1,254
71	石越	登米市立石越小学校	石越地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	2,466	2,466
72		登米市立石越中学校	石越地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,800	1,800
73		登米市石越体育センター	石越地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	629	629
74		登米市石越防災センター	石越地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	169	169
75		登米市石越保健センター	石越地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	429	429
76		登米市石越福祉センター	石越地区	鉄筋コンクリート造	1階	0.0～2.0m	使用不可	269	0
77		登米市石越公民館	石越地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	133	133
78	津山	登米市立柳津小学校	柳津地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,282	1,282
79		登米市津山林業総合センター	柳津地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	629	629
80		登米市津山若者総合体育館	柳津地区	鉄筋コンクリート造	1階	区域外	1階以上	1,210	1,210
81		登米市津山老人福祉センター	柳津地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	474	474
82		登米市立津山中学校	柳津地区	鉄筋コンクリート造	3階	区域外	1階以上	1,744	1,744
83		登米市津山公民館	横山地区	鉄筋コンクリート造	2階	0.0～2.0m	使用不可	799	0
84		登米市立横山小学校	横山地区	鉄筋コンクリート造	2階	区域外	1階以上	991	991
							合　計	95,325	77,016

※洪水時収容可能人数
手引書18ページ「避難場所の適用性の検討」 浸水エリア内であっても、浸水深によっては、堅牢または2階建て以上の建物を避難場所として考慮した場合に通常時収容可能人数の0.7で算出

■避難情報発令責任者

避難情報を発令する場合は、事前に災害対策本部を設置し、市長が行う。

■避難勧告等の発令基準等

【避難勧告等の発令段階の考え方】

段階	発令区分	状　況	避難者の行動
1	避難準備情報	・人的被害が発生する可能性がある。	・避難に時間を要する市民（災害時要援護者※）は避難を開始しなければならない。 ・その他の市民は、避難のために具体的に準備しなければならない。
2	避難勧告	・人的被害が発生する可能性が明らかに高まっている。	・すべての市民が避難を開始し、早急に完了しなければならない。
3	避難指示	・人的被害が発生する可能性が非常に高く、状況が切迫している。 ・人的被害が発生した。	・避難中の市民は、避難を直ちに完了しなければならない。 ・未だ避難していない市民は直ちに避難を開始する。ただし、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとること。

※印：災害時要援護者・・・身体障害者や老人、子供などのいわゆる災害弱者

【避難勧告等の発令判断基準】

発令区分	災害区分	基　準
避難準備情報	水　害	・本市に大雨または洪水警報が発表されたとき。 ・周辺の低い土地が浸水しはじめ、状況により孤立する可能性があるとき。 ・市内の河川水位観測所において、「はん濫注意水位」に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
	土砂災害	・本市に土砂災害に関する大雨警報が発表されたとき。 ・宮城県土砂災害警戒情報システムによる危険度状況が「警戒レベル」に達したとき。
避難勧告	水　害	・本市に大雨または洪水警報が発表され、更に降雨が続くと見込まれるとき。 ・周辺の低い土地が浸水し孤立する可能性があるとき。 ・市内の河川水位観測所において、「避難判断水位」に達し、更に水位の上昇が顕著なとき。 ・破堤につながるような漏水などを発見したとき。
	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・宮城県土砂災害警戒情報システムによる危険度状況が「危険レベル」に達したとき。

	ときき。 ・雨量観測所において、１時間に４５㎜、３時間に７０㎜、または総雨量130㎜以上の降雨が観測され、さらに降雨が続くと見込まれるとき。
避難指示	・避難勧告発令基準を満たし、近隣での浸水が床下におよんでいるとき。

【避難勧告等の伝達方法】

優先順位	位置づけ	情報媒体	備　考
1	避難勧告等発令地区全体へ伝達	防災行政無線	避難対象者の避難誘導を第一
2	避難勧告等発令地区内での広報活動	広報車、職員巡回	対象地区内に重点的に周知
3	市内外に向けた避難勧告等発令の周知	登米市ﾒｰﾙ配信ｻｰﾋﾞｽ 市ホームページ ラジオ放送 テレビ放送	優先順位１及び２と同時的に公開作業を進める

上記を基本とするとともに、行政区長、民生委員などへの電話連絡による周知協力依頼も同時並行的に行うこととする。

【避難情報発令（解除）判断基準】

判断基準
・気象に関する警報、注意報が解除されたとき ・関係する河川の水防、洪水警報が解除されたとき ・関係する河川の水位がピークを過ぎ、はん濫注意水位を下回り、かつ、水位の再上昇がないことが確認されたとき ・その他当該避難勧告等を発令する要因となった危機的状況が解消したとき

避難勧告等は、３段階で発令することを基本としていますが、その都度、状況確認・情報収集を行い、総合的に判断して発令の是非を検討することとなります。また、被害の発生が急速に高まった場合などは、段階ごとの発令ではなく直ちに避難行動を完了することを求めるなど、状況に応じて発令することとなります。

		・土砂災害危険箇所付近において前兆現象が見られたとき。
避難指示	水　害	・周辺の低い土地が浸水し孤立する危険があるとき。 ・市内の河川水位観測所において、「はん濫危険水位」に達し、更に水位の上昇が顕著なとき。 ・堤防の破堤や越水を確認したとき。 ・河川施設の大規模漏水や亀裂などを発見したとき。
	土砂災害	・宮城県土砂災害警戒情報システムによる危険度状況が「危険レベル」に達したとき。 ・土砂災害危険箇所付近において前兆現象が見られたとき。 ・土砂災害が発生したとき。

【河川の指定水位】

河川名	観測局	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
北上川	大　泉	8.50	9.50	10.20	10.80
	米　谷	10.00	11.40	12.40	12.60
	登　米	8.00	9.00	10.50	10.60
	脇谷上流	7.00	8.40	10.40	10.50
迫　川	佐　沼	3.10	3.60	4.20	4.60
	剣　先	－	－	－	※6.561
二股川	飯土井	－	－	－	※6.030
夏　川	舟　場	－	－	－	※6.346
旧迫川	高　鳥	－	－	－	※6.900
小山田川	大　沼	5.60(5.30)	6.30(5.80)	6.80	6.80
大水門川	泉谷内	－	－	－	※6.400
	泉谷外	－	－	－	※7.550

補足１：これ以外の観測局は、指定水位が設定されていないため表に示していないが、災害時には、パトロールなどから得た情報を基に危険度を総合的に判断することとする。

補足２：小山田川大沼観測局は、蕪栗沼遊水地を考慮した、本市独自の水位である。（カッコ内の数値は公表されている指定水位）

補足３：東日本大震災により堤防等が被害を受け、堤防機能が低下したことから、米谷・登米・脇谷上流・佐沼の観測局では堤防機能が復旧するまでの暫定水位となる。

※印：指定水位の設定が無いため、参考としてH.W.Lの数値を記載している。ただし、計画上の水位であり、堤防が完成していなければ、この水位より低い水位ではん濫などが発生する可能性がある。

【上記以外の小河川、沢及び水路などの避難勧告等発令判断基準】

発令区分	判断基準
避難準備情報	・大雨または洪水警報が発表されたとき。 ・雨量観測所において、１時間に２５㎜、３時間に５０㎜、または総雨量100㎜以上の降雨が観測され、さらに降雨が続くと見込まれるとき。 ・降雨による浸水の危険が高いと判断したとき。 ・水路から溢水し、危険をおよぼす可能性があると判断したとき。
避難勧告	・避難準備情報発令基準を満たし、近隣での浸水を確認し拡大している